

第 57 号議案

神戸市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(部分休業をすることができない職員)	(部分休業をすることができない職員)
第 15 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第 15 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員	(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員

(第1号部分休業の承認)

第16条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、15分を単位として行うものとする。

2 育児時間又は神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月条例第31号)第13条の2第1項に規定する介護時間(非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員を除く。以下この条において同じ。)にあつては、人事委員会規則で定める介護時間。次項において単に「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対

(部分休業の承認)

第16条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。

2 育児時間又は神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月条例第31号)第13条の2第1項に規定する介護時間(非常勤職員にあつては、人事委員会規則で定める介護時間。次項において単に「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えず、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務
時間に分を単位とした時間がある
場合であって、当該勤務時間の全て
について承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1
時間未満の端数がある場合であっ
て、当該残時間数の全てについて承
認の請求があったとき 当該残時
間数

(育児休業法第19条第2項の条例で
定める1年の期間)

第16条の3 育児休業法第19条第2項
の条例で定める1年の期間は、毎年
4月1日から翌年3月31日までとす
る。

(育児休業法第19条第2項第2号の
人事院規則で定める時間を基準とし
て条例で定める時間)

第16条の4 育児休業法第19条第2項
第2号の人事院規則で定める時間を
基準として条例で定める時間は、次
の各号に掲げる職員の区分に応じ、
当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間
30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の
勤務日1日当たりの勤務時間数に

<u>10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第17条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	<u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第17条 第5条の規定は、部分休業について準用する。</u>
--	---

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の減額) 第12条 職員(会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)が勤務しないとき(次項に規定するときを除く。)は、勤務時間条例第8条第1項に規定する職員の休日(以下単に「休日」という。)である場合、休暇(勤務時間条例第13条に規定する介護休暇及び勤務時間条例第13条の2に規定する介護時間並びに人事委員会規則で定める特別休暇を除く。)による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認(神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号)第16条に規定する<u>第1号部分休業及び同条例第16条の2に規定する第2号部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。</u>)があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額	(給与の減額) 第12条 職員(会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)が勤務しないとき(次項に規定するときを除く。)は、勤務時間条例第8条第1項に規定する職員の休日(以下単に「休日」という。)である場合、休暇(勤務時間条例第13条に規定する介護休暇及び勤務時間条例第13条の2に規定する介護時間並びに人事委員会規則で定める特別休暇を除く。)による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認(神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号)第16条に規定する<u>部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。</u>)があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

を減額して給与を支給する。	
2 ～ 4 [略]	2 ～ 4 [略]

（市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 28 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与の減額） 第 13 条 職員が勤務しないときは、第 8 条に規定する休日である場合、休暇（介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。以下同じ。）及び介護時間（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管	（給与の減額） 第 13 条 職員が勤務しないときは、第 8 条に規定する休日である場合、休暇（介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。以下同じ。）及び介護時間（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管

理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。以下同じ。）並びに管理者が定める特別休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認（部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）の承認、地方公務員法第26条の3第1項の高齢者部分休業に相当する休業の承認、介護休暇の承認及び介護時間の承認を除く。）があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。以下同じ。）を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認（部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認、地方公務員法第26条の3第1項の高齢者部分休業に相当する休業の承認、介護休暇の承認及び介護時間の承認を除く。）があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>(仕事と育児及び介護との両立支援 制度の利用に関する措置)</u> 第15条の2 任命権者は、職員の仕事 <u>と育児及び介護との両立を支援する ため、人事委員会規則の定めるところ により、仕事と育児及び介護との 両立支援制度の利用に関する措置を 講じなければならない。</u>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の神戸市職員の育児休業等に関する条例第16条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

理 由

部分休業の制度を改正する等に当たり、条例を改正する必要があるため。